

新様式「治療と仕事の両立支援カード」について（説明資料）

[illegible]

両立支援カードは、見開きになっており、その中身です。左ページは「本人」が、右ページは「主治医」がそれぞれ記入する様式になっています。

左ページ…労働者(患者)本人が勤務情報を記入し、主治医にこのカードを渡します。

右ページ・主治医は本人が記入した勤務情報を踏まえて、意見書を作成し、労働者(患者)に渡します。

この左右記載済みのカードを労働者（患者）から勤務先に提出してもらいます。

新様式「治療と仕事の両立支援カード」について（説明資料）

両立支援カードの位置づけとその活用方法及び留意点

（位置づけ）

治療と仕事の両立支援に勤務先と主治医が連携して取り組むに当たっては、労働者（患者）の勤務の状況を主治医が十分理解した上で就業上の措置や治療への配慮について意見を述べるのが最も重要です。

（活用方法）

その意味では、まずは、労働者（患者）と勤務先が共同して勤務情報提供書を作成する従来スキームを用いることがベストですが、これに対して、新たに追加された両立支援カードを用いたスキームについては、自らの勤務の状況を理解しており自分で勤務情報を伝えることができる人の場合に両立支援カードを用いて簡単に行っていただけます。

ただし、新たなスキームでは、労働者（患者）と勤務先で相談されたものではないことから、対応可能な社内制度や措置内容をすべて把握して記載できていないことも考えられます。

（留意点）

そこで、例えば、医療機関に両立支援コーディネーターがいる場合は、労働者（患者）をサポートする観点から、本人の同意のもと、勤務先に連絡する等により必要な情報を得て、本人に提供することも重要となります。

最後に、従来からあるスキームは診療報酬の要件となりますが、新たに追加されたスキームは診療報酬の要件とはなりませんので、周知にあたってはご注意ください。

